

2025年版 追補① (法令現在 2025年2月10日)

アイソトープ法令集Ⅲ—労働安全衛生・輸送・その他関係法令—

○新旧対照表 \*

①エックス線装置構造規格

令和7年2月10日 厚生労働省告示 第22号 (エックス線装置構造規格の一部を改正する件)

---

\* 注記

当該追補は、2025年版アイソトープ法令集Ⅲ—労働安全衛生・輸送・その他関係法令—(本書)において、2025年2月10日時点の①の改正に関する新旧対照表のみで構成されております。本書に収載された全ての関係法令に関する改正を追補したものではありません。

① エックス線装置構造規格(253～236 ページ)

(昭和 47 年 12 月 4 日労働省告示第 149 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 7 年 2 月 10 日 厚生労働省告示第 22 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 平成 15 年 12 月 19 日 厚生労働省告示第 386 号)</p>																														
<p><b>(構造)</b> <b>第1条</b> 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 13 条第 3 項第 22 号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐 以外の部分のエックス線の自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の左欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の右欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。</p>	<p><b>(構造)</b> <b>第1条</b> 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 13 条第 3 項第 22 号に掲げるエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)のうち医療用のもののエックス線管は、利用線錐 以外の部分のエックス線の自由空気中の空気カーマ率(以下「空気カーマ率」という。)が、次の表の左欄に掲げるエックス線装置の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる地点において、それぞれ同表の右欄に掲げる空気カーマ率以下になるように遮へいされているものでなければならない。</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>エックス線装置の区分</th> <th>地 点</th> <th>空気カーマ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの</td> <td>エックス線管の焦点から 1 メートル</td> <td>250 マイクログレイ毎時</td> </tr> <tr> <td>手持ち撮影を意図する口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの</td> <td>装置表面</td> <td>50 マイクログレイ毎時</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	エックス線装置の区分	地 点	空気カーマ率	(略)	(略)	(略)	手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から 1 メートル	250 マイクログレイ毎時	手持ち撮影を意図する口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	装置表面	50 マイクログレイ毎時	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>エックス線装置の区分</th> <th>地 点</th> <th>空気カーマ率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの</td> <td>エックス線管の焦点から 1 メートル</td> <td>250 マイクログレイ毎時</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	エックス線装置の区分	地 点	空気カーマ率	(略)	(略)	(略)	口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から 1 メートル	250 マイクログレイ毎時	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
エックス線装置の区分	地 点	空気カーマ率																													
(略)	(略)	(略)																													
手持ち撮影を意図しない口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から 1 メートル	250 マイクログレイ毎時																													
手持ち撮影を意図する口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	装置表面	50 マイクログレイ毎時																													
(略)	(略)	(略)																													
エックス線装置の区分	地 点	空気カーマ率																													
(略)	(略)	(略)																													
口内法撮影に使用するエックス線装置で波高値による定格管電圧が 125 キロボルト以下のもの	エックス線管の焦点から 1 メートル	250 マイクログレイ毎時																													
(新設)	(新設)	(新設)																													
(略)	(略)	(略)																													
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>																														